

**宇都宮市地域脱炭素化促進事業の
認定申請に関する手引書**

令和7年7月

宇都宮市 環境部 環境創造課

目次

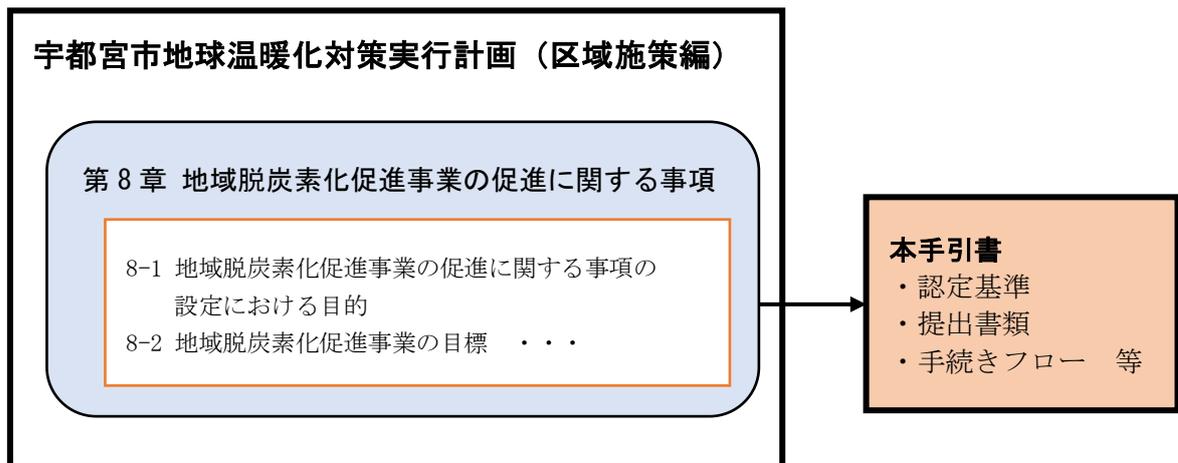
I	本編	1
1	目的	1
2	宇都宮市における地域脱炭素化促進事業について	2
(1)	地域脱炭素化促進事業とは	2
(2)	宇都宮市が促進する地域脱炭素化促進事業	3
3	地域脱炭素化促進事業計画の認定について	8
(1)	地域脱炭素化促進事業計画の認定等に係る手続き	8
(2)	認定基準	13
(3)	認定取消しの要件	14
4	問い合わせ先	14
II	参考資料	15

I 本編

1 目的

「宇都宮市地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する手引書」（以下「本手引書」という。）は、国が定める「地域脱炭素化促進事業の促進」に係る基本方針等に基づき、地域における協議、地域脱炭素化促進事業計画の内容や申請・認定に係る手続き、必要な書類等について定め、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者等が参照することで、本市が設定した「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」に即した適切な事業実施を促進するものです。

また、本市にとって望ましい再エネ導入のあり方を提示し積極的に周知することで、認定を受ける地域脱炭素化促進事業や促進区域内の事業に限らず、幅広い地域共生型の再エネ導入事業が展開されることを期待します。



なお、本手引書は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室作成）」及び「栃木県気候変動対策推進計画（別冊（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準）含む）」、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に即するものです。

2 宇都宮市における地域脱炭素化促進事業の促進について

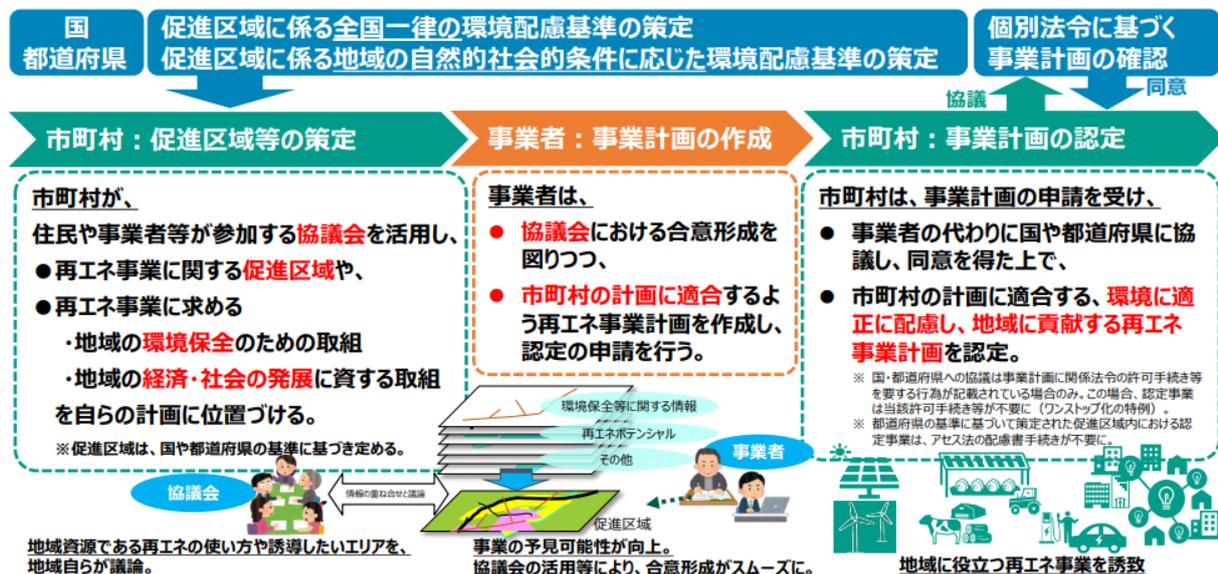
(1) 地域脱炭素化促進事業とは

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域への再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにし得るものとなります。一方で、再生可能エネルギーの導入に関しては、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景のもと、令和4年4月に、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、国の「地域脱炭素化促進事業」に関する制度が「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に盛り込まれました。

これにより、市町村は地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める努力をするもの（地球温暖化対策推進法第21条第5項）とされています。

制度全体イメージ



出典：「地域脱炭素化促進事業制度に基づく促進区域等設定説明会趣旨説明」（環境省）

地域脱炭素化促進事業に関する制度は大きく 2 段階で構成されています。

① 市町村による地方公共団体実行計画の策定

…「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を設定します。

② 市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定

…①の計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者が手続きを行うことで、市町村は地域脱炭素化促進事業計画として認定することができます。

(2) 宇都宮市が促進する地域脱炭素化促進事業

本市では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度から 50%削減（209.1 万 t-CO₂）することを掲げています。これに向けて、2030 年度に市内の再エネ（太陽光発電）を 831.3MW 導入することを目指しています（住宅の 25%、事業所の 10%への導入）。

これらの目標達成に向け、本市では、地域脱炭素化促進事業制度を活用して円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる再生可能エネルギーの導入促進を目的として、市として事業に求める「地域の環境保全のための取組」、「地域の経済・社会の発展に資する取組」等の事項を「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けました。本市にとって望ましい再生可能エネルギー導入の考え方を明示することで、再生可能エネルギー事業者の事業予見性を向上させるとともに、優良な事業者の参入を誘引します。また、重点プロジェクトとして掲げている「スマート&ゼロカーボンムーブプロジェクト」、「再生可能エネルギー最大限導入・活用プロジェクト」、「カーボンニュートラルなまちづくりプロジェクト」のより一層の推進につなげていきます。

具体的に促進する地域脱炭素化促進事業に係る事項を次に示します。

ア 地域脱炭素化促進事業の目標

- ・ 地域新電力会社の一般家庭余剰電力の買取件数
基準：令和 5 年度 63 件 → 目標：令和 7 年度 500 件
- ・ 市有施設の再生可能エネルギー導入容量（累計）
基準：令和 5 年度 665kW → 目標：令和 12 年度 12,700kW

イ 地域脱炭素化促進施設の種類と規模

- ・ 種類：太陽光発電
- ・ 規模：促進区域及び事業の状況に応じた適切な規模

ウ 促進区域の設定に関する基準

地球温暖化対策推進法第21条第6項において規定されている、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める基準は以下のとおりです。

促進区域に含めない地域

区域の概要	区域内容詳細	根拠法令
環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域(許可基準において再エネ設備の立地を原則として認めていない区域)	原生自然環境保全地域, 自然環境保全地域	自然環境保全法
	国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 国立公園・国定公園の第1種特別地域(地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く)	自然公園法
	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

概要	内容詳細
促進区域に含めない区域以外で、環境の保全上の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	国立公園又は国定公園の地域であって、国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域以外のもの
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく監視地区
	砂防法により指定された砂防指定地
	地すべり等防止法により指定された地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域
	森林法により指定された保安林(航行目標保安林を除く。)
環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制がなじまないため区域での規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められること	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	騒音その他の生活環境への支障

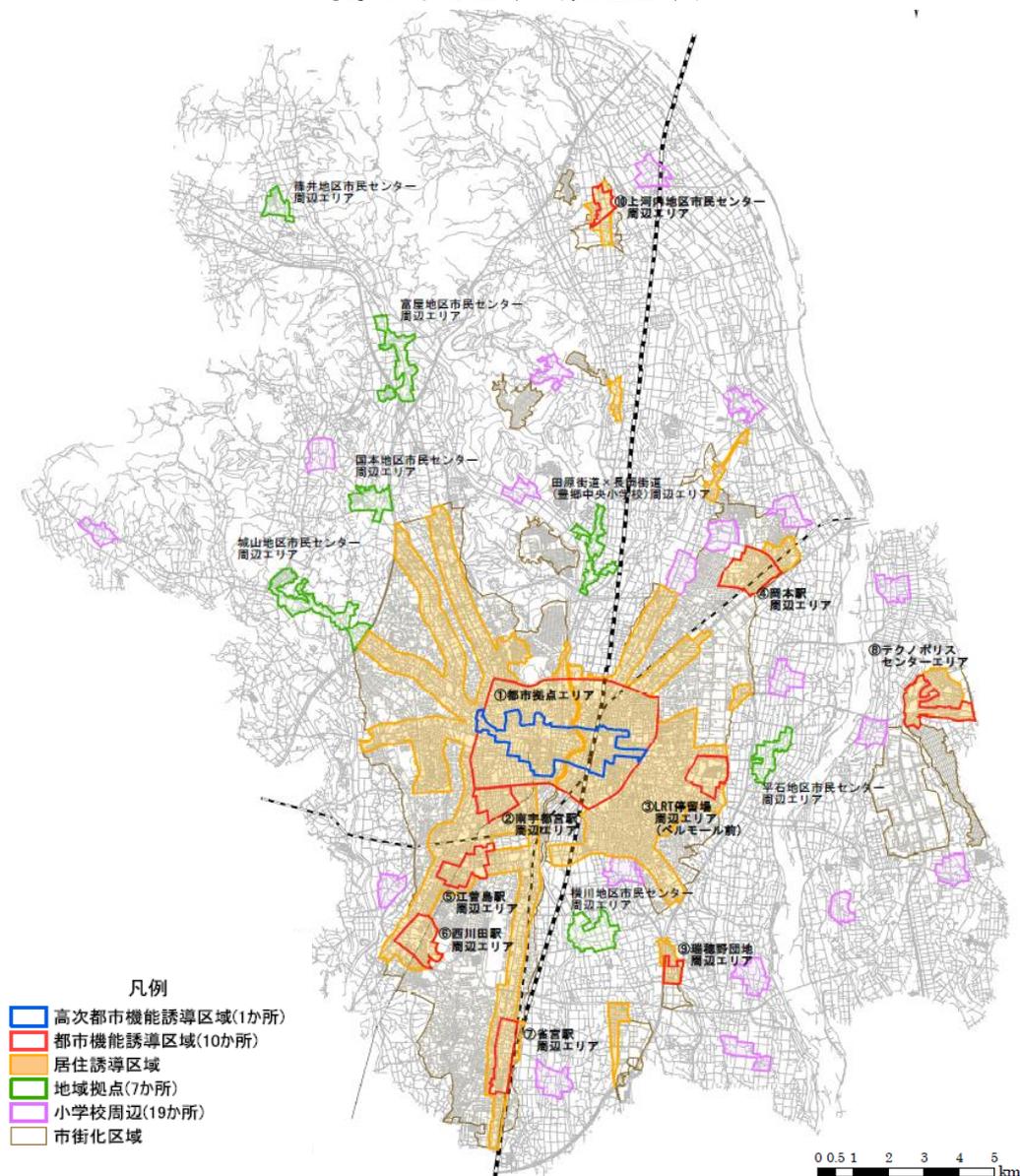
エ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市における促進区域は、主に市街化区域を設定します。また、事業者による提案を受けた個々の事業の予定地は、個別に区域として設定することを検討します。

区分	内容
居宅	市街化区域の居住誘導区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）
事業所	市街化区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）
市有施設	市有施設の屋根面等

なお、促進区域は再生可能エネルギーの導入状況などを踏まえ、適宜見直しします。

対象となる区域（促進区域）



オ 地域脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、その一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「その他の地域の脱炭素化のための取組」を実施することとします。

施設整備を通じて得られたエネルギー等を活用することで、市内の温室効果ガスの削減を図っていくために、以下の取組を実施することとします。

地域脱炭素化のための取組
公共交通をはじめとする多様なモビリティの脱炭素化に資する取組に関すること
需要家に対する省エネ(LED照明, 高効率空調設備など), 創エネの普及啓発に関すること
発電で得られた電気を自家消費するほか, 余剰電力は, 市内の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること

カ 地域の環境保全のための取組

「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(以下「国ガイドライン」という。)」や「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針(以下「県指導指針」という。)」及び「宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例(以下「市条例」という。)」等に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照すること。(本市の促進区域は、建物・構造物の屋根面等としているため)

なお、市条例に位置付ける事業者の責務については以下のとおり。

市条例規則 抜粋

- 1 計画初期段階から地域住民への十分な情報提供を行う等、事業について理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 防災、環境保全等の観点から、施設設置等に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 3 施設設置工事により発生する騒音、振動等が地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 4 施設撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用等を、計画的に積み立てる等の方法により確保すること。
- 5 太陽光発電施設の設置に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。
- 6 災害等による太陽光発電事業途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険、その他必要な保険に加入すること。
- 7 施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 8 施設の防災、環境保全等の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと。
- 9 再エネ特措法に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、可能な限り太陽光発電事業を継続すること。

キ 地域の経済・社会の発展に資する取組

本市では、100年先も発展し続けるまちの姿である「NCC」を土台に、「地域経済循環社会」「地域共生社会」「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」である「スーパースマートシティ」を目指すまちの姿として掲げていることから、促進区域で実施される再生可能エネルギー事業では「地域経済循環社会」「地域共生社会」「脱炭素社会」の3つの社会の構築に資する取組を実施することとします。

取組の検討例
シェアリングモビリティ、グリーンスローモビリティの活用など地域の交通の課題解決に資すること
学習機会の充実など広く市民が参加して実施されること
災害時の電力活用など地域の防災対策の推進に資すること
市内事業者の活用など地域の経済の活性化に資すること
ネットワーク型コンパクトシティの形成に資すること

ク 事業提案型

「エ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）」に定める区域の範囲外であっても、事業者から再生可能エネルギー事業に係る提案が行われた場合には、個別に地域脱炭素化促進事業として認定することを検討します。

なお、地上設置の場合は、国ガイドラインや県指導指針及び市条例等を遵守してください。

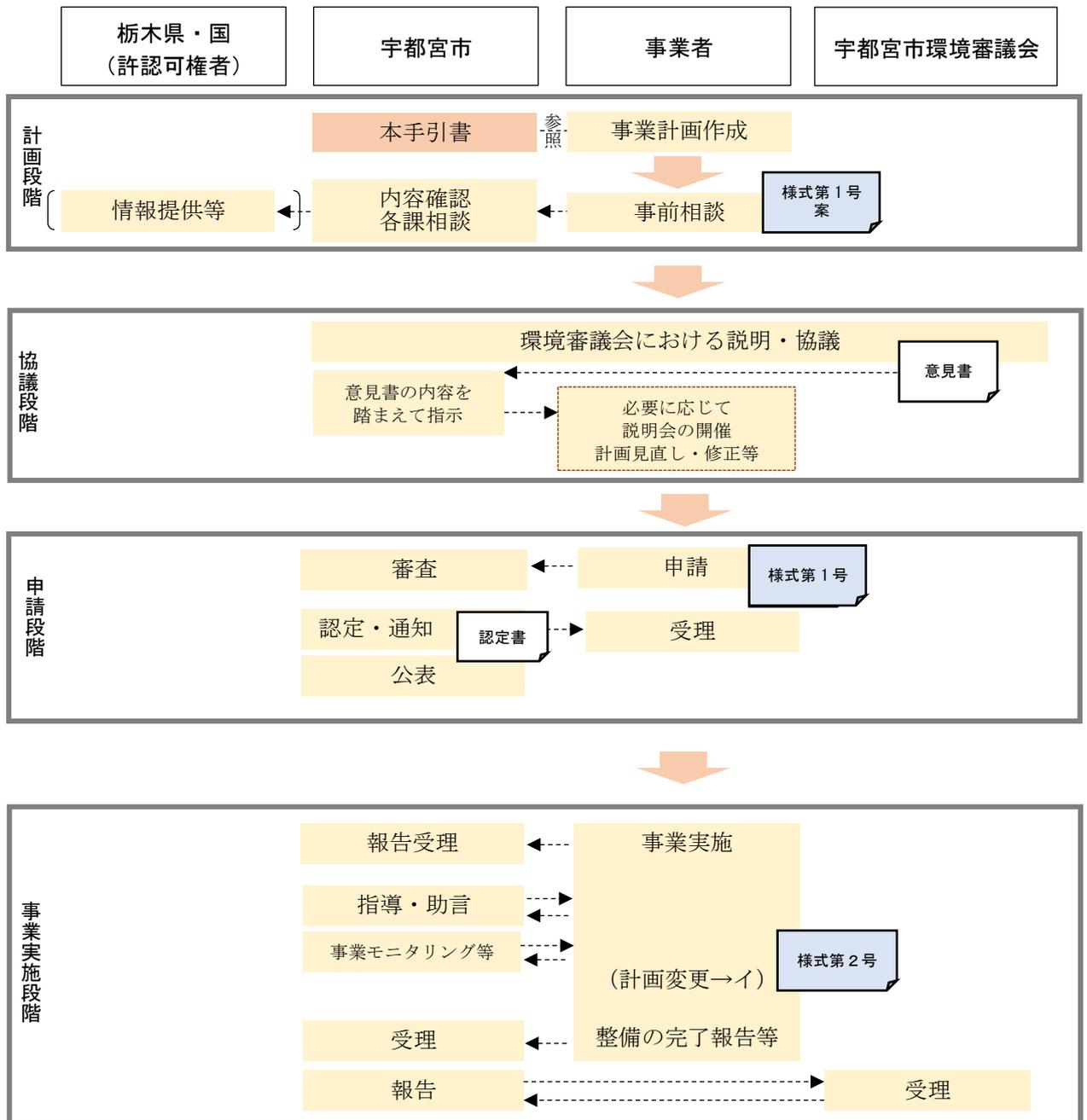
3 地域脱炭素化促進事業計画の認定について

(1) 地域脱炭素促進事業計画の認定等に係る手続き

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける場合の手続きについては、次のとおりです。

ア 計画段階から事業実施段階まで

計画段階から事業実施段階までの手続きフロー



[計画段階]

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けようとする事業者は、事業計画について既定の様式に沿った事業計画案を本市に提出し、事前相談をする必要があります。(様式第1号)

本市は事前相談により内容を把握するとともに、関係する所管課等への確認や周知等を行います。また、事業提案型で新たに促進区域を提案する場合は、都市計画との整合を図り、関係する所管課等と連携して協議を進めます。

それらを踏まえ、必要に応じて市が事業計画の見直しや修正等を指示します。

また、事業を円滑に進めるため、地域住民等への説明が必要と事業者自ら判断する場合は、協議段階に入る前にあらかじめ地域住民等への説明を実施することができます。

[協議段階]

事前相談の後、当該事業計画について協議を行う必要があります。本市では、当該計画について地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画協議会に準じて、学識経験者、市民団体や事業者の代表、関係行政機関等によって構成される「宇都宮市環境審議会」において協議します。その際、事業者は説明者として出席します。

協議段階での意見等を踏まえ、必要に応じて市が事業計画案の見直しや修正等を指示します。

[申請段階]

協議段階の後、既定の様式の提出により事業計画に係る認定を申請します。(様式第1号)

認定申請書類が受理され、審査を経て認定されると、通知されるとともにその旨が公表されます(認定基準は、後述(2)参照)。

事業計画への記載事項・必要書類及び公表の項目は次のとおりです。

	記載事項	公表	必要書類
1	申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	・様式第1号 [添付書類] ・法人である場合の定款、団体である場合の規約等 ・最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
2	地域脱炭素化促進事業の目標	○	
3	地域脱炭素化促進事業の実施期間	○	

4	地域脱炭素化促進事業の種類，規模，その他整備の内容	○	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・規模及び構造図 ・場所の所有権を有する又は取得することが認められる書類 ・電気事業者が維持等する電線路と接続する場合の電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し ・点検及び保守に係る体制等を示す書類 ・関係法令に係る手続きの実施状況を示す書類 ・関係法令を遵守する旨の誓約書
5	促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組	○	
6	施設整備の用に供する土地の所在，地番，地目及び面積	○	
7	事業資金の額及びその調達方法		
8	地域の環境の保全のための取組	○	
9	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	○	
10	その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項（使用期間，撤去及び原状回復に関する事項）		
11	関係法令を遵守する旨の誓約書		

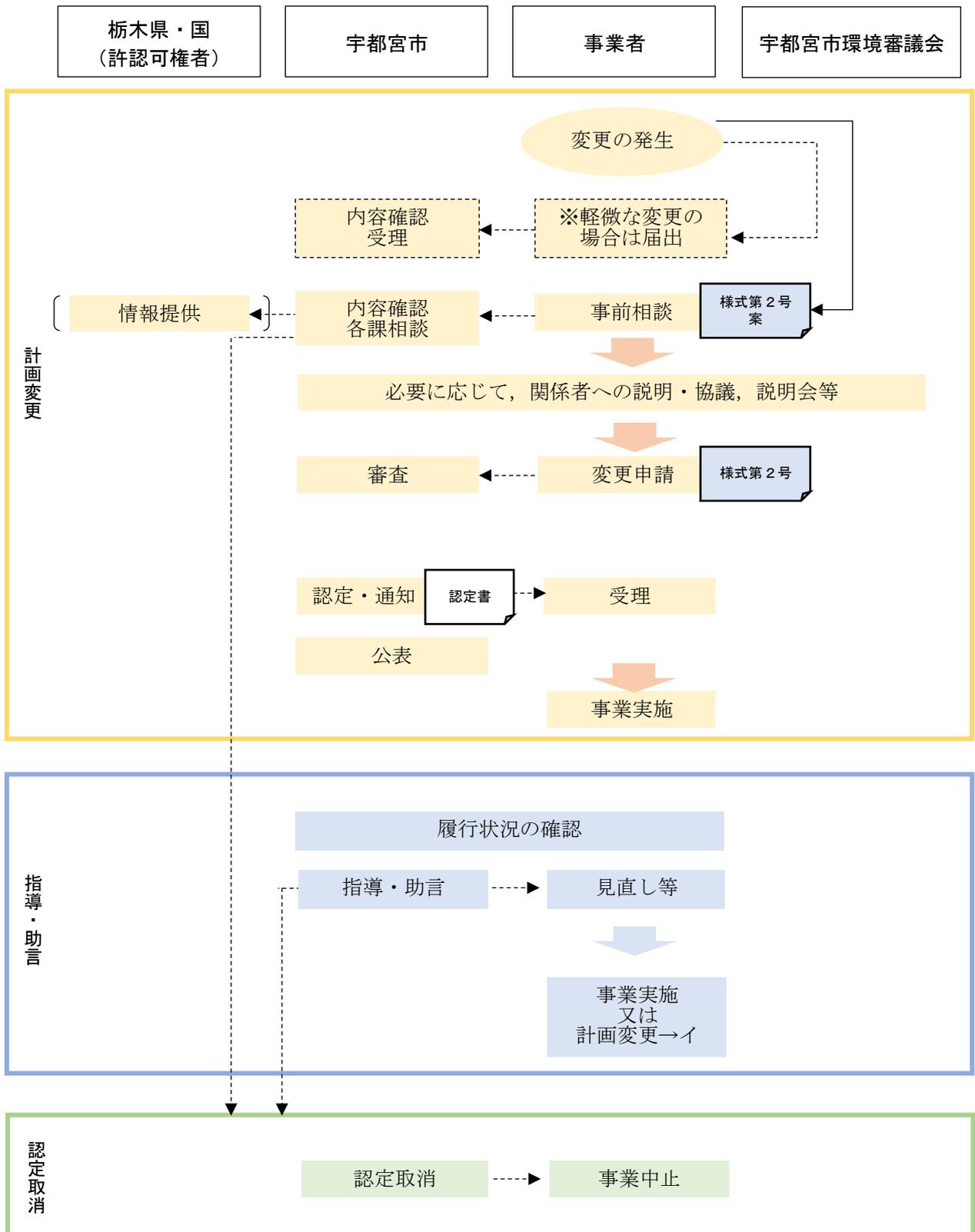
[事業実施段階]

認定の通知を受け，事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を実施します。本市は，事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし，事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するため，認定事業者に対して報告を求めることができます。

なお，施設の整備が完了した段階及び運用中に報告を求めることとし，その他疑義が生じた時点で適宜報告を求めます。

計画変更等の手続き

計画変更等の手続きフロー



イ 計画変更

認定後に事業計画を変更する必要がある際は、速やかに事前相談し、宇都宮市環境審議会において協議のうえ、既定の様式により変更に係る認定申請書を提出する必要があります。(様式第2号) 変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、再度認定され、通知及び公表します。

また、ウ指導・助言を受けて事業計画を変更する必要がある際も同様の手続きをとります。

なお、軽微な変更をする場合は速やかにその旨を届出することとします。軽微な変更とは次の「軽微な変更にあたらない内容」以外の変更を指します。

	軽微な変更にあたらない内容
1	認定地域脱炭素化促進事業者の変更
2	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更
3	1及び2の他、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
4	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
5	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
6	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
7	認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次の取組に関する事項の内容の変更
7-1	地域の環境の保全のための取組
7-2	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
8	その他、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

ウ 指導・助言

本市は、認定した地域脱炭素化促進事業の事業者に対し、当該事業計画に従って実施される取組の確実な実施に必要な指導及び助言を必要に応じて行います。事業が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合や、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や関係法令に適合しなくなった場合が考えられます。指導・助言に基づいて事業計画の変更が必要となった場合は、イ計画変更の手続きをとります。

エ 認定取消し

認定地域脱炭素化促進事業が認定取消しの要件に該当すると認められる場合、本市は当該事業計画の認定を取り消すことがあります。

事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施していないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合に取消を行います。具体的には、(3)に記載します。

(2) 認定基準

本市は、事業者から認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当すると認めた場合、その認定をします。

ア 地域脱炭素化促進事業の内容が、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」(本手引書「2(2)宇都宮市が促進する地域脱炭素化促進事業のア～キ」)に適合するものであること

イ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

	適合が必要な要件	確認方法
1	地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有検討）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること	様式第1号 添付資料（認められるための書類）
2	再エネ発電施設をいわゆる電気系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること	様式第1号 添付資料（証明する書類）
3	地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること	様式第1号 添付資料（誓約書）

ウ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること ※詳細は国ガイドラインを参照すること

	適合が必要な要件	確認方法
1	地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施すること	様式第1号 添付資料（規模及び構造図）

2	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行うおうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。 ただし、屋根に設置されるものにあたっては、この限りではない。	様式第1号 添付資料（規模及び構造図）
3	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること	様式第1号
4	認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること	様式第1号
5	認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること	様式第1号
6	認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと	様式第1号

(3) 認定取消しの要件

本市は、地域脱炭素化促進事業が以下の項目のいずれかに該当すると認める場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。

認定取消しの要件	
1	認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
2	地域脱炭素化促進事業計画の内容が宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域 施策編）に適合しないものとなったとき
3	地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
4	その他の認定基準に適合しないものとなったとき

4 問い合わせ先

地域脱炭素化促進事業に係る質問や相談等については、宇都宮市環境創造課へお問い合わせください。

宇都宮市 環境部 環境創造課 企画調整グループ 電話番号：028-632-2403 メール：u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp
--

Ⅱ 参考資料

- 1 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和7年4月資源エネルギー庁改定)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

- 2 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省作成)
<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

- 3 「環境アセスメントデータベース”EADAS”」(環境省)
<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

- 4 「栃木県気候変動対策推進計画(令和3年3月策定)(別冊(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準(令和6年3月策定))含む)」(栃木県)
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/ondanka/kikouhendoutaisaku/keikaku.html>

- 5 「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」
(令和7年3月栃木県作成)
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenergy/shidoushishin.html>

- 6 「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針チェックリスト」
(宇都宮市作成)
https://www.city.utsunomiya.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/030/checklist703.pdf

- 7 「宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」(令和7年4月宇都宮市策定)
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kankyo/1034535/1040516.html>